第４章　特例基準

第１　趣旨

令第32条及び条例第53条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準の定めるところによるものとする。

第２　精神病院等に対する特例

精神障害者等のうち、重症患者（非常時において自ら避難することが困難な患者をいう。）を収容する病棟又は病室が存する階（精神障害者等の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病室が存する階を除く。）については、次のとおり特例を適用することができるものとする。

１　消火器具

消火器具は、規則第６条第６項の規定にかかわらず、同条第１項及び第２項の規定に基づき算定した能力単位のものを各階のナースステーション内に集中して設置することができる。

２　屋内消火栓設備

⑴　令第11条第３項第１号に定める屋内消火栓設備を設置する場合は同号イの規定にかかわらず、ナースステーションの出入口付近に設置することができる。

⑵　屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第１項第３号ロの規定にかかわらず、設けないことができる。

３　スプリンクラー設備

⑴　スプリンクラーヘッドは、規則第13条の２第１項の規定にかかわらず、開放型のものとすることができる。

⑵　スプリンクラーヘッドには、規則第13条の２第４項第１号ホの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具（散水能力及び均一散水を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。

⑶　スプリンクラー設備には、規則第14条第１項第４号の規定にかかわらず、自動警報装置を設置しないことができる。

４　自動火災報知設備

⑴　感知器は、いたずら防止のため天井面に火災の感知に支障のないように埋設し、又は感知器の下方に防護具を設けることができる。

⑵　地区音響装置は、規則第24条第５号ロの規定にかかわらず、手動操作により鳴動させることができる。

５　誘導灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯には、いたずら防止のための防護具（視認性を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。

第３　出火危険の著しく少ない防火対象物又はその部分に対する特例

不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険が著しく少ないと認められ、かつ、次の⑴から⑷までのいずれかに該当するものについては、令第11条第１項、第12条第１項、第19条第１項及び第２項、第20条第１項及び第２項、第21条第１項及び第29条第１項並びに条例第46条第１項、第47条第１項、第49条第１項及び第51条第１項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備（感知器に限る。）及び連結送水管を設置しないことができるものとする。

⑴　浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で配水管、貯水池又は貯水槽を収容するもの

⑵　不燃性の石材等の加工工場で、可燃性のものを収納し、又は取り扱わないもの

⑶　室内プール又は室内スケート場の用途に供するもの

⑷　金庫室等でその開口部に建基令第112条第１項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）又はこれと同等以上のものを設けたもの

第４　電気設備が設置されている部分に対する特例

次の⑴から⑹までのいずれかに該当する発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分に、大型消火器を令第10条第２項、規則第７条第１項及び第９条の規定の例により設置した場合は、令第13条に定める不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。なお、この場合に設置した大型消火器は、令第10条第１項又は条例第45条第１項の規定により設置を要する消火器具の減免の対象にはできない。

⑴　密閉方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であって、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000kVA未満のもの

⑵　密封方式のＯＦ（OilFilled）ケーブル油槽

⑶　1,000kVA未満の容量の電気設備

⑷　自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第１号）又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第７号）に適合する構造のキュービクルに収容されている電気設備
⑸　発電機及び変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類（自己消火性のものを除く。）を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの
⑹　冷却又は絶縁のための油類（以下「絶縁油」という。）に植物油を使用する変圧器で、次に掲げる要件を満たすもの
ア　絶縁油として使用する植物油は、法第２条第７項に規定する危険物に該当せず、かつ、燃焼点が300度を超えるものであること。
イ　変圧器には、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）第14条に規定する過電流遮断器及び第44条に規定する自動的に当該変圧器を電路から遮断する装置が施設されていること。
ウ　変圧器は、耐火構造で区画された室に設けられていること。
エ　単器容量が10,000kVA以上の変圧器にあっては、当該変圧器専用の個室に設けられ、当該変圧器のほか、変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等の電気設備に関連する機器以外が設置されていないこと。
オ　単器容量が2,000kVA以上10,000kVA未満の変圧器にあっては、当該変圧器（変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等の電気設備に関連する機器を含む。）と他設備との間に、耐火構造の壁（衝立）及び防火戸で遮へいされた区画に設けられていること。
カ　変圧器を設ける室には、油の流出を防止する対策及び放圧管からの噴油対策が講じられていること。

発電機、変圧器の消火設備のフローチャート

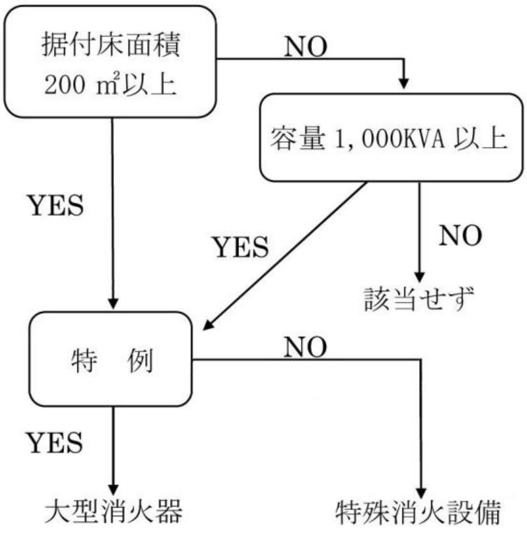

リアクトル等の消火設備のフローチャート

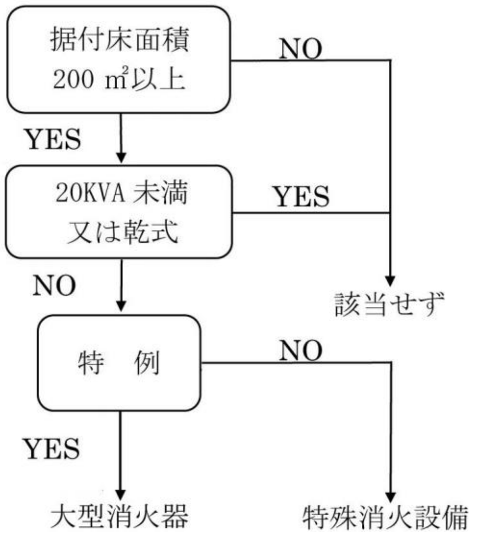

第５　鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分に対する特例
鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分における不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置については、規則第19条第６項第５号の規定にかかわらず、移動式のものとすることができるものとする。

第６　屋内消火栓設備に対する特例
１　令第11条第１項及び条例第46条第１項に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、次の⑴から⑶までに掲げる部分に限り屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。
⑴　水平断面積２㎡未満のパイプシャフト等（各階で床打ちされているものを含む。）
⑵　直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所
⑶　放射線源を貯蔵し、又は破棄する室
２　令第11条第１項及び条例第46条第１項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属溶解設備等があり、放水による消火が困難と認められ、又は二次的危険の発生のおそれのある部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。

３　令第11条第３項第２号に規定する屋内消火栓を防火対象物のロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する部分に設置する場合で、可燃物の集積量が少なく、かつ、当該部分にホースを直線的に延長し有効に放水できるものにあっては、同号イ⑴又はロ⑴に規定する水平距離をそれぞれ20ｍ以下又は30ｍ以下とすることができるものとする。

第７　スプリンクラー設備に対する特例

１　令第12条第１項及び条例第47条第１項に掲げる防火対象物又はその部分に、スプリンクラー設備を設置するときは、第６・１・⑴から⑶までに掲げる部分に限り補助散水栓を設置しないことができるものとする。
２　令第12条第１項及び条例第47条第１項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属溶解設備等があり、放水による消火が困難と認められ、又は二次的危険の発生のおそれのある部分については、補助散水栓を設置しないことができるものとする。
３　令第12条第２項第２号ロに掲げる放水型ヘッド等を設置する防火対象物又はその部分のうち、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。
⑴　体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のアからウに該当するもの
ア　当該部分の壁及び天井の仕上が準不燃材料であること
イ　当該部分において火気の使用がないこと
ウ　当該部分に多量の可燃物が存しないこと
⑵　前⑴イ及びウに該当するほか、床面積がおおむね50㎡未満である部分
⑶　前⑴について
次に該当する部分に設置を省略することは、望ましくないものであること
ア　特定用途防火対象物内に設けられるロビー、会議場、通路その他これらに類する部分
イ　地階、無窓階又は11階以上の階に存する体育館、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分
４　令第12条第１項第５号の規定によりスプリンクラー設備の設置対象となるラック式倉庫のうち、「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて」（平成10年７月24日付け消防予第119号）別添、「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドライン」第４・11に掲げる要件に該当する等、火災による危険性が十分低減されていると認められるものについて、スプリンクラー設備（水平遮へい板を含む。）を設置しないことができるものとする。
５　令第12条第１項第１号に掲げる防火対象物のうち、次のアからエまでのすべてに該当するものについては、一般住宅の用途に供される部分に限りスプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。
⑴　主要構造部が、準耐火構造であること。
⑵　防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されており、一般住宅の用途に供される部分の居室には規則第23条第４項第１号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。
⑶　自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
⑷　一般住宅の用途に供される部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に一般住宅の用途に供される部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、一般住宅の用途に供される部分と非住宅部分が同一階に存する場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている場合はこの限りでない。
６　押入れ又は物置（以下「押入れ等」という。）で、次の⑴から⑶までのすべてに該当するものは、令第12条第２項第１号の規定にかかわらず、スプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。
⑴　床面積が１㎡以下であること。
⑵　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料であること。
⑶　スプリンクラーヘッドが押入れ等の出入口に面して次のアからウまでのいずれかにより設けられていること。
ア　押入れ等の各部分までの水平距離が令第12条第２項第２号イの表に定める距離となる位置に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）が設けられていること。
イ　押入れ等の各部分までの水平距離が2.6ｍ以下となる位置に小区画型ヘッドが設けられていること。
ウ　押入れ等の各部分が、側壁型ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側にそれぞれ1.8ｍ以内、かつ、前方3.6ｍ以内となる範囲に包含される位置に側壁型ヘッドが設けられていること。

第８　不活性ガス消火設備等に対する特例

１　令第13条第１項の規定により、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置することとされている最大消費熱量の合計が350kW（30万ｋcal毎時）以上の厨房等にスプリンクラー設備を設置し、かつ、フード部分及び排気ダクト内部、レンジ部分並びにフライヤーに対して、それぞれ安全センターの認定を受けたフード・ダクト用、レンジ用及びフライヤー用の簡易自動消火装置を設置した場合で、厨房等で液体燃料を使用せず、適正な維持管理を行う場合に限り、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火殷備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。

２　安全センターの評価を受けたものにあっては、不活性ガス消火設備（窒素、IG-55及びIG-541を放射するものに限る。）又はハロゲン化物消火設備（HFC-23、HFC-227ea及びFK-5-1-12を放射するものに限る。）を規則第19条第５項又は規則第20条第４項に定める場所以外の部分に設置できるものとする。

第９　自動火災報知設備に対する特例

１　令第21条第１項及び条例第49条第１項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、次の⑴から⑼までのいずれかに該当するものについては、令第21条第２項の規定にかかわらず、自動火災報知設備の感知器を設けないことができるものとし、また⑽についてはその構造により感知器を一部又は全部設けないことができるものとする。

⑴　床面積１㎡以下の部分

⑵　恒温室、冷蔵庫、冷凍室等で当該場所における温度状況を常時有効に監視できる自動温度表示装置を防災センター等常時人のいる場所に設けてあるもの

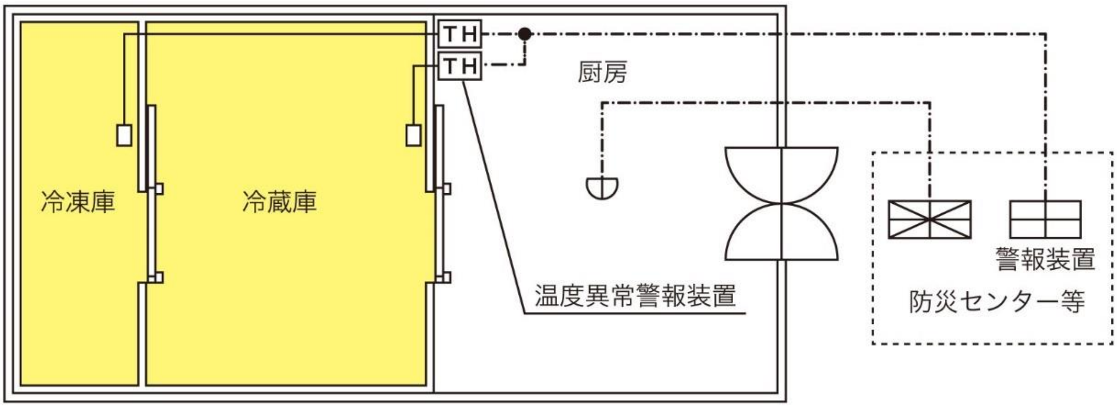

⑶　準耐火建築物（建基法第２条第９号の３イ又はロのいずれかに該当する建築物）の天井裏、小屋裏等で不燃材料の壁、天井及び床で区画されている部分

⑷　パイプシャフト等で次に掲げるもの

ア　水平断面積１㎡以下のもの

イ　耐火構造の壁で造られ、各階で床打されており、かつ、その開口部（天井裏に面する部分を除く。）に防火戸又はこれらと同等以上のものが設けられているもの

⑸　陶磁器の焼成、金属の溶解若しくは鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により火災を有効に感知できない部分

⑹　振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所

⑺　便所、浴室等

⑻　金属を著しく腐食するおそれのある場所

⑼　規則第23条第４項第１号ロに規定する「上屋その他外部の気流が流通する場所」又は規則第23条第５項第５号に規定する「感知器を設置する区域の天井等の高さが20ｍ以上の場所」で、当該場所が次に掲げる部分及びこれらに類する部分で、可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ない場合又は火災が発生した場合延焼拡大のおそれが著しく少ないと認められる場合で次に掲げるもの

ア　開放廊下、開放階段及びバルコニー

イ　車寄せの上屋及び建物のひさし等の下部

ウ　荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部のうち、使用時間外等無人時において、当該部分に可燃物がない等良好な防火管理が期待できるもの。

⑽　押入れ等で、**図１・１から６に該当するもの**

図１

押入等の感知器の設置例

１　押入等の壁面及び天井面が不燃材料の場合

凡例
○印　感知器設置
×印　感知器省略

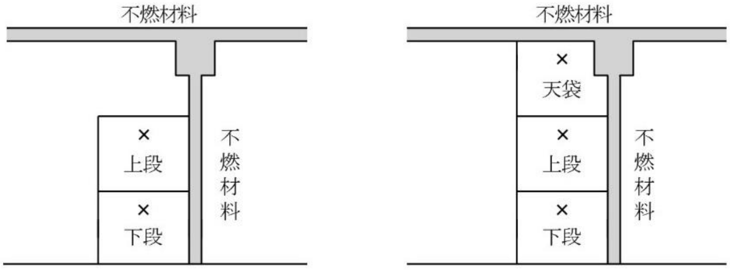

２　押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外の場合

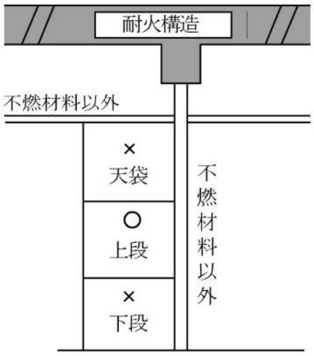

３　天井裏に感知器がある場合

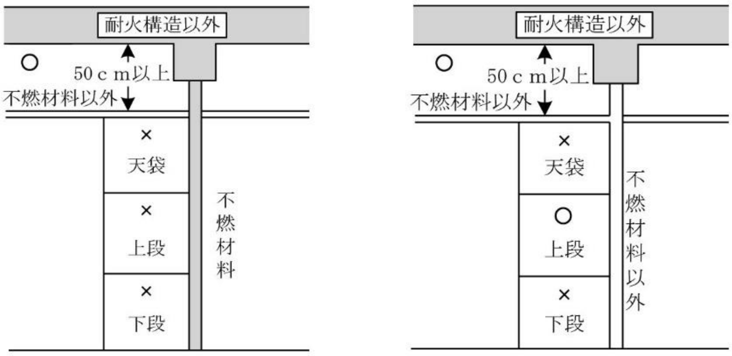

４　天井裏に感知器がない場合

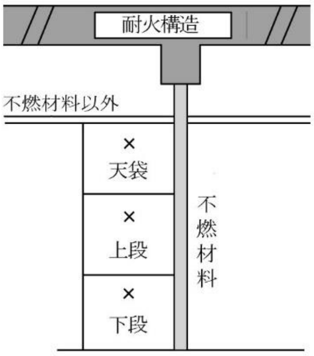

５　天井裏の高さが50㎝未満の場合

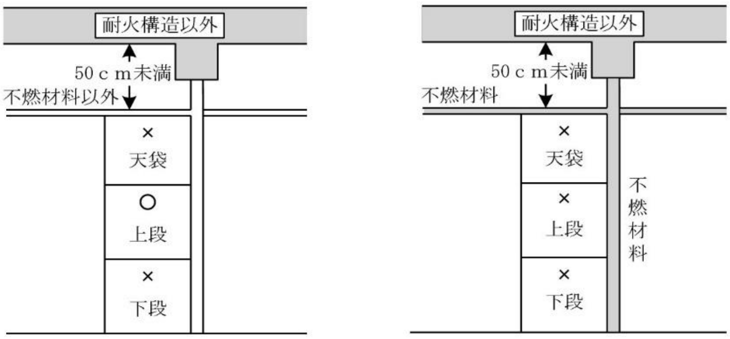

６　１箇所の押入等を２室で使用している場合

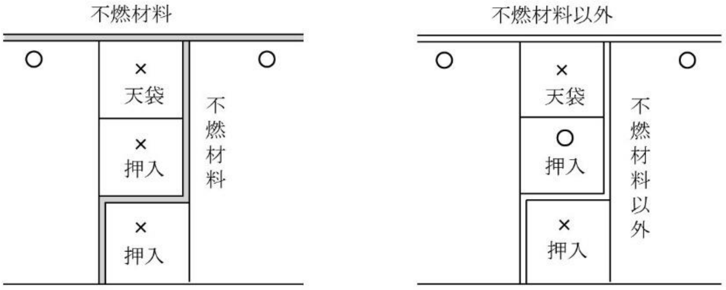

２　令別表第１の⒃項イに掲げる防火対象物であり、次の⑴及び⑵に該当するものは、令第21条第１項第３号の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。ただし、令第21条第１項第１号に規定する用途の部分を除く。
⑴　防火対象物の延べ面積は、500㎡未満であること。
⑵　令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が、次のアからウに掲げる条件のすべてに適合すること。
ア　特定用途に供される部分の存する階は避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。
イ　特定用途に供される部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。
ウ　すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

３　避難階以外の階（１階及び２階を除く）の部分が、次の⑴から⑶に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、令第21条第１項第７号の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。ただし、令第21条第１項第１号に規定する用途の部分を除く。
⑴　居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないこと。
⑵　実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われていること。
⑶　一般住宅の用途に供されている部分であって、防火対象物全体が単独の用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われていること。

第10　消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例

同一敷地内に存する複数の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務がある対象物）の主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置する場合で、次の１から４までにより設ける場合は、別棟について消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているものとして取り扱うことができるものとする。

１　火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置（以下「代替遠隔起動装置」という。）の一は、防災センター等（常時人がいる場所に限る。）に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際しすみやかに操作することができる箇所及び防災センター等（有人のときには人がいる場所に限る。）に設置することをもって代えることとすることができる。
２　主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。
３　火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることのできる体制が整備されていること。
４　別棟は、規則第25条第３項第５号の規定に適合するものであること。

第11　放送設備に対する特例

令第24条第２項及び第３項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、放送設備の操作部等が設置されている小規模な管理事務室等において、次に該当するものについては、令第24条第４項の規定にかかわらず、放送設備のスピーカーを設けないことができるものとする。

１　操作部等にモニタースピーカーが設置されていること。
２　当該放送区域（管理事務室等）の各部分から操作部等のモニタースピーカーまでの水平距離が10ｍ以下であること。

第12　避難器具に対する特例

条例第50条第１項に掲げる防火対象物のうち、**図２**及び**図３**に示す各住戸から階段までの経路が５室未満かつ10ｍ未満のものについては、条例第50条第１項の規定にかかわらず、避難器具を設けないことができるものとする。

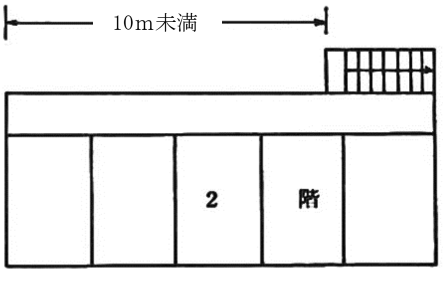

図２

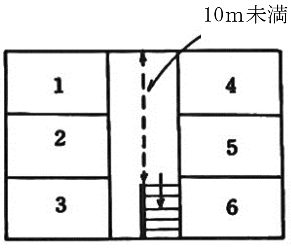

図３

第 13　誘導灯及び誘導標識に対する特例

１　規則第28条の３の規定にかかわらず、次の⑴から⑷までのいずれかに該当するものについては、避難口誘導灯を設けないことができるものとする。

⑴　令別表第１⑸項ロに掲げる防火対象物及び令別表第１⒃項イの防火対象物で⑸項ロに掲げる用途に供される階のうち、次のア及びイに掲げる主要な避難口。ただし、不特定多数の者の避難経路となる部分及び11階以上（無窓階に限る。）の部分は除く。

ア　階段室及び廊下が開放式である直通階段の出入口

イ　居室内から直接主要な避難口となる出入口

⑵　常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を居室の各部分から容易に見とおし、識別でき、避難することができるもので、かつ、居室内の各部分から10ｍ未満に存する避難口

⑶　延べ面積から次のア又はイの部分の面積を除いた面積が100㎡未満の防火対象物で、階の各部分（一般住宅の用途に供される部分を除く。）から歩行距離20ｍ以内で容易に避難することができる避難口

ア　一般住宅の用途に供される部分(廊下、階段等の共用部分を除く。以下第13において同じ。)

イ　一般住宅の用途に供される部分であるが、**「２－１令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い」**１・⑷により、防火対象物全体が令別表対象物として取り扱われている当該一般住宅の用途に供される部分

⑷　一般住宅の用途に供される部分に存する避難口（一般住宅の用途に供される部分であるが、**「２－１令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い」**１・⑷により、防火対象物全体が令別表対象物として取り扱われている当該一般住宅の用途に供される部分の避難口を含む。）

２　規則第28条の３の規定にかかわらず、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものについては、通路誘導灯を設けないことができるものとする。

⑴　前１⑶に該当する避難口に通ずる廊下等及び階段

⑵　一般住宅の用途に供される部分に存する廊下等及び階段（一般住宅の用途に供される部分であるが、**「２－１令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い」**１・⑷により、防火対象物全体が令別表対象物として取り扱われている当該一般住宅の用途に供される部分の廊下等及び階段を含む。）

３　規則第28条の３第４項第２号の規定にかかわらず、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものについては、誘導灯を消灯することができるものとする。

⑴　自動火災報知設備が設置されていない防火対象物において、当該防火対象物が無人である場合や外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所に次のアからウにより誘導灯を設置する場合

ア　誘導灯の消灯方法は、階段灯用点滅器、１階（避難階）共用灯用点滅器及び誘導灯手動点滅器（設置場所については、玄関ホール又は事務所内等の防火管理を適切に行うことができる場所）のすべてを開（OFF）とした場合に、消灯すること。

イ　誘導灯の点灯方法は、前アの点滅器のいずれかを閉（ON）とした場合に、点灯すること。

ウ　誘導灯の電気回路は、**別添**「配線系統図」に準じて行うこと。

⑵　展示場、体育館等における一時的な催物に際し、特に暗さが要求され、誘導灯を直ちに点灯することが可能な防火管理体制が確保されている場合。なお、この場合、条例第69条第４号に基づく催物開催届に**「６－２消防設備士の業務独占の対象とならない消防用設備等の処理」別添３**、裏面の「誘導灯の消灯に係る防火管理体制等について」を添付すること。

４　一般住宅の用途に供される部分であるが、**「２－１令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い」**１・⑷により、防火対象物全体が特定用途に供される複合用途防火対象物として取り扱われるもので、一般住宅の用途に供される部分の玄関、階段及び通路等に建基令第126条の４の規定に基づき非常用の照明装置が設置されている場合は、令第26条の規定にかかわらず、当該部分に避難口誘導灯及び通路誘導灯を設けないことができるものとする。

５　誘導標識は、規則第28条の３第５項の規定にかかわらず、防火対象物の居室内及び居室からの避難口又は誘導灯の有効範囲及び次の⑴及び⑵に該当するものについては、設置を要しないものとする。

⑴　屋内から容易に外部を見とおすことができる。

⑵　避難口が容易に識別することができる。

第14　連結散水設備に対する特例

１　令第28条の２の規定にかかわらず、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。）に規定する特定共同住宅等で、次の⑴及び⑵に該当するものについては、連結散水設備を設置しないことができるものとする。

⑴　40号省令第２条第９号に定める開放型特定共同住宅等（以下「開放型特定共同住宅等」という。）」又は同条第10号に定める二方向避難・開放型特定共同住宅等（以下「二方向避難・開放型特定共同住宅等」という。）であること。

⑵　40号省令第２条第２号に定める住戸等のうち、同条第６号に定める開放型廊下（以下「開放型廊下」という。）又は同条第７号に定める開放型階段（以下「開放型階段」という。）に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理人室（以下「開放型廊下等に面する住戸等」という。)、開放型廊下並びに開放型階段の部分を除く地階の床面積の合計が700㎡未満であること。

２　令第28条の２の規定により連結散水設備を設置する場合において、開放型特定共同住宅等又は二方向避難・開放型特定共同住宅等における開放型廊下等に面する住戸等、開放型廊下及び開放型階段の部分については、規則第30条の２の規定にかかわらず、散水ヘッドを設置しないことができるものとする。

第15　非常電源に対する特例

１　非常動力装置を次の⑴から⑺までにより設ける場合は、屋内消火栓設備の加圧送水装置の非常電源の代替として認めてさしつかえないものとする。

⑴　床面積の合計が2,000㎡以下の防火対象物であること。

⑵　非常動力装置は、規則第31条の４第１項の認定を受け、同条第２項の規定による表示が付されているものであること。

⑶　非常動力装置は、停電を確認したら自動的に起動するものであること。

⑷　非常動力装置は、規則第12条第１項第４号ロの規定に準じて設けること。

⑸　非常動力装置を１時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための非常用照明装置を設けた室に設けること。

⑹　屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯に対しては、別途非常電源が必要であること。

⑺　屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によるものであること。

２　非常コンセント設備の非常電源を低圧で受電する非常電源専用受電設備とする場合、当該非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下「配電盤等」という。）に他の消防用設備等がない場合にあっては、次の⑴から⑶までにより非常コンセント回路を設けることにより、規則第12条第１項第４号に規定する非常電源とすることができる。

⑴　配電盤等に非常コンセント設備専用の配線用遮断器を設け「非常コンセント」と表示するとともに、当該配線用遮断器には容易に遮断できない措置をすること。

⑵　配電盤等及び一次側配線（引込みから配電盤等の配線）は10階未満の階に設けること。

⑶　⑴の配線用遮断器から非常コンセントまでの配線は規則第12条第１項第４号ホに定める措置を講じること。

第 16　基準適用の区分等

１　消防長が特例として認める場合は、次のとおりとし、予防課で処理する。

⑴　大垣消防組合建築同意事務等処理規程（平成24年消防組合訓令第１号。以下「規程」という。）第３条第１項に定めるところにより、消防長の同意に係る建築物について、この特例基準及び他の通知等に定める特例を適用する場合

⑵　この特例基準及び他の通知等による定めのない事項について特例を適用する場合

２　消防署長（以下「署長」という。）が特例として認める場合は、前１・⑴に規定するもの以外とし、主管の回議を経て、予防課に合議する。

３　前１、２に規定するものは、消防長の承認を得なければならない。

第 17　基準適用の手続き

１　消防長又は署長は、令第32条及び条例第53条に定める特例（特例の内容が軽微なものとして次の⑴から⑻に定めるものを除く。）の適用を受けようとする者に対しては、第１号様式による消防用設備等の特例基準の適用願（以下「適用願」という。）に、必要に応じ当該防火対象物の図面等（以下「関係図面」という。）を添えて、予防課又は所轄消防署に提出させるものとする。ただし、特例の適用を建築物の確認申請と同時に受けようとする場合は、適用願を防火対象物工事等計画届に添えて提出させるものとする。

⑴　第６屋内消火栓設備に対する特例（２を除く。）

⑵　第７スプリンクラー設備に対する特例（２から５を除く。）

⑶　第８不活性ガス消火設備等に対する特例（２を除く。）

⑷　第９自動火災報知設備に対する特例（１⑵、２及び３を除く。）

⑸　第11放送設備に対する特例

⑹　第12避難器具に対する特例

⑺　第13誘導灯及び誘導標識に対する特例（３⑴を除く。）

⑻　第７章消防用設備等の技術基準に定める特例を適用する場合

２　予防課長（以下「課長」という。）又は署長は、特例の内容が第17・１による特例に関する場合にあっては、次により処理するものとする。

⑴　特例に係る防火対象物について、必要な事項の調査（以下「現地調査」という。）を実施するものと

する。

⑵　現地調査に際しては、規程第５条第１項に定める事項について実施するものとする。

⑶　課長又は署長は、現地調査を行ったときは、その内容について第２号様式の消防用設備等特例基準適用調査書に、適用願及び関係図面を添えて、消防長に副申するものとする。なお、必要に応じて第２号様式の２の願出防火対象物の詳細を添付するものとする。

３　署長は、特例の内容が前２による特例に関する場合にあっては、第16・２に準じて処理するものとする。

４　適用願に係る処理

⑴　消防長又は署長は、前１から３までにより特例の適用を認める場合にあっては、適用願の承認欄に課長が押印を行うものとする。

⑵　消防長又は署長は、特例の適用を認めない場合にあっては、特例を認めない旨及びその理由を明らかにして願出人に通知するものとする。

別添

誘導灯配線系統図

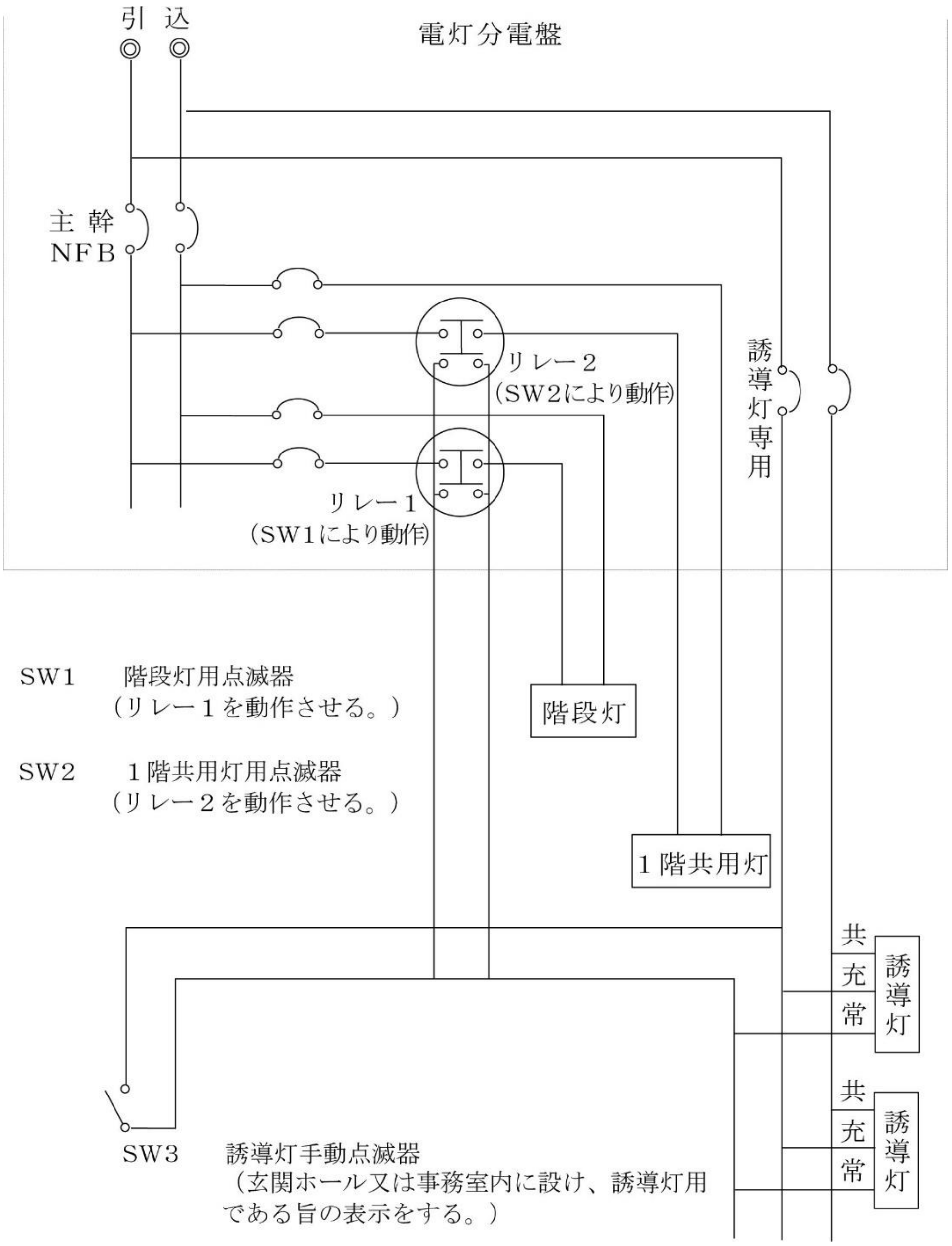

第１号様式

年　　月　　日

（あて先）大垣消防組合消防(署)長　　　　願出人
住　所
氏　名

消防用設備等の特例基準の適用願

消防用設備等の設置について、消防法施行令第３２条及び火災予防条例第５３条の規定による特例の適用を次のとおり願い出ます。

なお、本願出建築物の変更等により特例の適用条件と相違するに至ったときは、消防法施行令及び火災予防条例に定める消防用設備を設置いたします。

防火対象物	所在地			
	名　称		用　途	
	構　造	造	床面積	㎡
	階　数	階	延べ面積	㎡
	工事区分	新築・増築・移設・改修・その他（　　　　）		
特例の適用を受ける消防用設備等				
特例の適用条件				

受付欄	承認欄

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名を記入すること。
　３　願出の対象となる参考図面を添付すること。

第２号様式

年　　月　　日

消　防　長　様

消防本部予防課　（　　　　消防署）
職氏名　消防吏員

消防用設備等特例基準適用調査書

<table>
<tr><td colspan="2">願出承認No.</td><td>年月日</td><td>年　月　日</td><td colspan="2">受付No.</td></tr>
<tr><td rowspan="8">願出防火対象物の概要</td><td>住所・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地・名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>用　　途</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td colspan="2">造
（耐火・準耐火・その他）</td><td>階</td><td>地上　　階
地下　　階</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td colspan="2">㎡</td><td>延面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>建築同意年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>竣工完成年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>基準消防用設備</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>緩和消防用設備</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6">緩和する理由</td></tr>
<tr><td colspan="6">適用した通知等
（　　　　　　　　　　　　　　）

検査（調査）日　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　願出人から提出の書類を添付すること。

第２号様式の２

願出防火対象物の詳細

床面積	階	㎡	階	㎡
	階	㎡	階	㎡
	階	㎡	階	㎡
最高高さ	m	収容人員	人	
内装制限	無・有（不燃・準不燃・難燃） 倍読み適用・３倍読み適用（令・条例） ※資料等がある場合は添付すること			
無窓階判定	該当・非該当 必要開口部面積　㎡ 有効開口部面積　㎡			
※以下無窓階又は普通階の判定をした計算式等を記載 （添付資料にその旨が記載されている場合は不要。）				

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。